



安保法（戦争法）廃止



立憲主義・国民主権をとりもどそう！
決めるのは「国民」私達一人一人です！

9月議会 一般質問！

★「平和都市宣言」の町として

平和事業・平和教育の充実を

今年には戦後70年、長崎・広島へ原子爆弾が投下され、先の大戦が終結した節目の年です。国会では「安全保障関連法案」が憲法を改正せずに法案化されようとしています。昭和59年「平和都市宣言」を行った町として、平和行政をすすめる、町民の生活・命を守る町政を目指すべきとの主旨から質問しました。

質問 町長の戦争のない平和への思いについて。

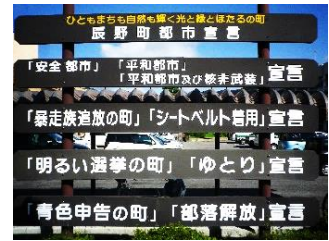
町長 平和を願う気持ちはいまも同じだと思う、私もその気持ちに変わりはない。

質問 多くの町民が「平和都市宣言」の内容を知らない。広報についての考えは。

総務課長 役場入口に宣言の看板はあるが、宣言広報はしておらず、今年10月号へ掲載する、今後ホームページへの掲載も考えている。

質問 当町の平和事業内容・予算、戦後70年の特別な事業は。

総務課長 毎年8月6・9・15日に戦没者へ追悼の意を示し広報を流し、原水爆禁止平和行進・反核平和の火リレーを激励、平和首長会議に参画している。今年特別な事業はないが、公民館企画で「戦争体験を聴くつどい」を行った。予算は1万7千円程度。



役場前の9つの都市宣言

質問 公民館講座・図書館の平和に関するイベントは、平和事業として位置付けていないこと、意識のある職員の企画

★障がい者への医療費等の支援 就労支援施設・グループホームの充実を

障がい者支援に対し、医療や就労支援施設・グループホームの充実を求める要望が寄せられました。

医療費では、障がい者は合併症になりやすく、窓口での支払いが大変。養護学校を卒業後行く場所がない、親の高齢化で今後の子どもの生活を考えると不安、就労支援施設・グループホームの早急の整備の必要性を地域の皆さんの声と事業者のお話から、待たなした状況だということがわかりました。

障がい者支援の充実・早急の施設の整備が必要ではないかという趣旨から質問しました。

のようだ。今後、平和事業として取り組む考えは。

生涯学習課長 公民館及び図書館運営審議会等で検討し、行えることからやっていきたい。

質問 年齢を問わず平和の尊厳の尊厳を被爆地に学ぶ、頭と心・魂で学習する重要な機会にとらえ、広島平和式典派遣等の考えは。

教育長 平和学習としては他に方法があると考えます。

質問 義務教育での平和教育の内容は。

教育長 教育が果たした先の戦争に対する責任を教員自身

も学び、戦争の悲惨さ・平和の尊厳を伝えることが大切だと考え、国語・社会科での学習の他に、7・8月は教科外で戦争体験を聴く等の学習に取り組んでいる。

質問 平和行政の基本原則や事業の推進を定める条例の制定は民主的な社会・地域を構築することに繋がると考える。条例制定についての考えは。

総務課長 条例があることは承知しているが、現時点では考えていない。

※辰野町平和都市宣言を裏面に記載してあります。

質問 福祉医療費給付の中で精神保険福祉手帳所持者だけ入院給付がされていない、福祉医療費として区別することなく、入院費の給付の考えは。

福祉課長 県に準ずる給付なので、県の動向を見ながら検討していきたい。

質問 現在、国・県で子どもの医療費窓口無料化が検討されている。障がい者医療費も含めた、福祉医療費窓口無料の実施及びペナルティーを行わないよう、国・県・町村会長会等で町民の声を届けてほしい。

町長 医療費無料化の動向を見守っている、機会をとらえて発言して行く。

質問 町内の就労支援事業所及びグループホームの敷・利用状況は。

保健福祉課長 就労継続支援B型が1ヶ所・グループホーム2ヶ所。両施設とも定員いっぱい受け入れができない状況。

質問 施設が既に足りないこととがわかっていて、生身の人間に対すること、一刻も早い施設整備を要望する。今後の施設整備計画は。

福祉課長 新たな事業所設置や新事業展開の事業者に働きかけていく。

8/18 宮下一郎衆議院議員 地元事務所訪問

「戦争法案」STO P！辰野町の会の一員として、宮下代議士の私設秘書及び後援会事務長さんと安全保障関連法案について懇談。事務長さんより「宮下議員は国会での法案成立を考えている」「憲法違反の法案との問いかげに「解釈ではないのか」「今回の法案は平和のための抑止力です」とはつきり答えていました。この70年の歴史が証明するように真の抑止力は、武力保持・行使ではなく、憲法9条と対話による外交だと私は考えます。

♡ちよこつと活動報告♡

《10/11》

第38回赤旗信州秋祭りにて、藤野保史衆議院議員・根橋俊夫議員と、戦争法廃止に向け頑張るぞ！のピース♪



知りたい・聞きたい 🔦 ≪ 請願・陳情？ ≫

お寄せいただいた質問にお答えします♪

Q: 国政・国策について地方議会から意見書を上げてほしいと請願や陳情書が提出されますが、「国政について地方議会が議論や意見書提出をすること、地方議会が国のことに口出することは、いかがなものか」という声を聞きます。意見書の提出はいけないことなのでしょうか？

A: 請願・陳情・意見書の意味を考えてみましょう。

【請願】とは

国民が国または地方公共団体の機関に対して、損害の救済、公務員の罷免、法律・命令・規則の制定・廃止・改正その他の事項に関し、文書で希望を申し出ることです。日本国憲法で権利（請願権）として認められているもので、請願法・国会法・地方自治法に手続規定があります。

※憲法第 16 条 請願権：何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。

【陳情】とは

その問題についての決定権をもっている上位の者に実情を説明すること。特に、議会や関係官庁に実情を述べて、善処を要請することです。請願と同じような性格を持ったもので、様式も請願書に準じるものですが、紹介議員を必要としないという違いがあります。また、請願ほど明確な法律上の規定がないため、辰野町議会では請願に準じた扱いとしています。

【意見書】とは

地方自治法第 99 条において、地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の議決に基づき、議会としての意見や希望を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出できるとされています。意見書案は議員のみが本会議に提出できることになっており、請願・陳情内容に国・県へ対して意見書の提出を求める内容のものは、議会各常任委員会にて審査し「意見書を提出するべきだ」となれば、議員発議で本会議へ提案し、採択された場合に提出することができます。

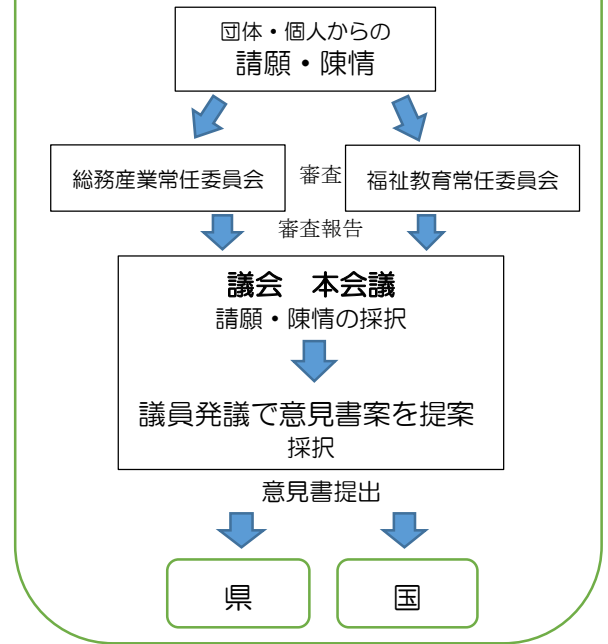
なお、請願・陳情がなくても議員提案で意見書案を出すこともできます。意見書には法的拘束力はありませんが、住民代表である議会の総意として尊重されます。

※地方自治法第 99 条：普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

Q: 請願も陳情も、憲法第 16 条に明記されている権利で、国民の権利としてあるんですね。

A: そうです。国民の権利です。一番身近にある地方議会が地域住民の声を議会の意見として県・国へ要望・要請をするという方法です。私達議員はこの権利（請願・陳情）を奪うことはできません。しっかり議論をして住民の要望に応えられるよう努力をしていかなくてははいけません。

辰野町議会 請願・陳情・意見書の流れ



9月議会 本会議 採択結果	
安全保障関連法案の廃止を求める意見書の提出を求める陳情	
賛成 8 人	反対 5 人
根橋 俊夫・瀬戸 純 岩田 清・山寺 はる美 宇治 徳庚・向山 光 熊谷 久司・垣内 彰	小澤 睦美・篠平 良平 中谷 道文・堀内 武男 成瀬 恵津子

議員発議の「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」「国民健康保険国庫負担金の調整（減額）措置の廃止を求める意見書」2件が、全会一致で採択され国・政府へ意見書の提出となりました。

平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかるに、今なお世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続いており、これらに用いられる兵器はますます強力化、高度化し、核軍備の拡大が進み、人類が平和のうちに生存する条件を根本から脅かす段階に至っている。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また、平和憲法の精神からも核兵器の廃絶と軍備縮小の推移に積極的な役割を果たすべきである。

よって、辰野町は戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、ここに「平和都市宣言」をする。
昭和 59 年 12 月 21 日



この看板がはずせる日まで、「安保法廃止」に向け力を合わせましょう♪